

議案第 22 号

三田市保育の必要性の認定に関する条例及び三田市子ども審議会条例  
の一部を改正する条例の制定について

三田市保育の必要性の認定に関する条例及び三田市子ども審議会条例の一部を改  
正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市保育の必要性の認定に関する条例及び三田市子ども審議会条例の一部を改正する条例

(三田市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正)

第1条 三田市保育の必要性の認定に関する条例(昭和63年三田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(三田市子ども審議会条例の一部改正)

第2条 三田市子ども審議会条例(平成25年三田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。